

令和 5 年 度
一般廃棄物処理実施計画

佐賀県基山町

I 総則

1. 計画策定の意義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、令和5年度の一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画を策定する。

2. 計画期間

令和5年度

3. 計画対象区域

基山町全域

4. 処理計画人口

ごみ処理計画人口及び生活排水処理計画人口

令和4年度 17,516人 （年度末現在の人口）

令和5年度 17,746人 （基山町人口ビジョンシミュレーション3より）

Ⅱ ごみ処理実施計画

1. ごみの分別区分及び処理量の見込み

(単位：t)

	区分	主な品目	R 4 年度 (実績)	R 5 年度 (見込み)
家庭系ごみ	燃えるごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品、綿・皮製品、指定袋に入る板切れや剪定くず等	3,156.20	3,113.43
	燃えないごみ	金属類、ガラス類、陶磁器等	140.60	136.69
	粗大ごみ	寝具、家具、自転車等指定袋に入らないもの	281.34	227.83
	空カン	飲料・菓子・粉ミルク・塗料等の空き缶	39.23	41.32
	空ビン	飲料・調味料・薬品等の空き瓶	103.00	102.07
	ペットボトル	飲料・調味料等のPETボトル表示マークのあるペットボトル	41.53	43.78
	新聞	新聞紙・折り込みチラシ	145.72	162.24
	雑誌類	雑誌・本・ノート・ポスター・紙容器包装等	234.76	240.99
	ダンボール	ダンボール	120.24	141.19
	古着	化繊物・綿等を除く古着	29.05	21.85
	食品用トレイ	白色トレイ	0.46	0.37
	紙パック	アルミ付きを除く紙パック	1.03	0.61
	乾電池	乾電池	4.73	4.33
	蛍光管	割れていない蛍光管	1.00	1.03
	廃食用油	天ぷら油等	1.95	2.12
	インクカートリッジ	インクカートリッジ	0.03	0.03
	小型家電	電話機、ファクシミリ、携帯電話端末、ラジオ、デジタルカメラなどの家庭用小型家電	0.09	5.74
事業系ごみ		上記の品目で事業所及び公用扱いの排出ごみ	1689.62.	1,592.57
合 計			5,990.58	5,838.20

2. 排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 全般

- ・分別の徹底、長期対応商品の選択、簡易包装等の啓発を図る。
- ・ごみ減量・再資源化の取り組みについて、町民、事業所及び行政の役割を明確にし、協力体制を築く。
- ・家庭、職場等における有効利用の啓発を図る。

(2) 可燃物

- ・町民に対し生ごみの水切りなど水分除去や食品ロス削減について重点を置き、広報や、ホームページで啓発を行う。
- ・生ごみ処理機器購入者に対して補助金を交付し、ごみの減量化を図る。
- ・ダンボールコンポスト講習会を実施しコンポスト利用者を増加させるとともに、生ごみの減量化に効果があることを幅広く広報する。
- ・新聞、雑誌類、雑がみ（菓子箱、封筒、メモ紙）等を資源物として分別することによりごみの量の削減を図る。

(3) 不燃物及び粗大ごみ

- ・パソコンと小型家電の処分方法の選択肢を増やして、住民サービスの向上と小型家電リサイクルの推進を図る。
- ・利用可能な物は修復して使う事を呼びかけ、使い捨てされないよう啓発を図る。
- ・家庭からの不用家具等を引き取り、展示販売を行う。

3. ごみの排出方法

区 分		排出場所	排出方法		
燃えるごみ		収集ステーション	有 料	指定袋（白）	
燃えないごみ		収集ステーション		指定袋（黄）	
粗 大 ご み		各戸敷地内の屋外		指定シール	
資 源 物	空 カ ン	収集ステーション		指定袋（桃）	
	空 ビ ン	収集ステーション		指定袋（橙）	
	ペットボトル	収集ステーション		指定袋（透明）	
	新 聞	収集ステーション 資源物回収ステーション	無 料	ひもで縛る	
	ダン ボ ー ル				
	雑 誌 類				
	古 着	公民館 資源物回収ステーション		回収ボックス	
	食 品 用 ト レ イ				
	紙 パ ッ ク				
	乾 電 池				
	蛍 光 管				資源物回収ステーション
	廃 食 油				
インクカートリッジ					
小 型 家 電		基山町役場 基山町福祉交流館			クリーンヒル宝満に搬入された、燃えないゴミの中から対象物をピックアップ回収

※ ごみの出し方については、毎年作成している「家庭ごみ・資源物の出し方カレンダー」と保存版の「家庭ごみ分別大辞典」により住民へ周知している。

4. ごみ収集運搬処理体制

	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	基山町	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合
事業系ごみ	収集許可事業者	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合	筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合

5. ごみ収集運搬計画

区 分		収集方法	収集運搬 主体	収集頻度
燃えるごみ		ステーション方式		週2回
燃えないごみ				月2回
粗大ごみ		戸別回収（事前予約制）		月1回
資 源 物	空カ ン	ステーション方式	町 (委託)	月2回
	空ビ ン			
	ペットボトル			
	新 聞	ステーション方式 拠点回収		
	ダンボール			
	雑誌類			
	古 着			
	食品用トレイ	拠点回収		週2回
	紙パ ッ ク			
	乾 電 池		直営	随 時
	蛍 光 管			
	廃 食 油			
	インクカートリッジ			
小型家電	ステーション方式 拠点回収	町 (委託)	月2回	

6. 町で収集することのできない一般廃棄物

(1) 事業系一般廃棄物

事業所から出される可燃物は、基山町一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し有料指定袋に入れ排出するか、クリーンヒル宝満に直接搬入しなければならない。可燃物以外は産業廃棄物として処分する。

(2) 引っ越し等で家庭から臨時に出る多量のごみ

臨時に出る多量のごみは、排出者がクリーンヒル宝満に直接搬入しなければならない。

(3) リサイクル法対象製品

- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象製品であるエアコン、ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電小売業者が引

取り、指定引取場所へ搬入する。又は排出者が郵便局でリサイクル料金を振り込み後、直接指定引取場所へ搬入する。

- ・パソコンはリネットジャパンリサイクル株式会社に回収を依頼するか、製造のメーカー又はパソコン３Ｒ推進協議会へ引取りを依頼する。
- ・消火器は消火器工業会の会員各社へ引取りを依頼する。

（４）危険物・処理困難物

バッテリー・ピアノ・農機具・農業用ビニール・土砂類・瓦・ブロック・レンガ・建築廃材・焼却灰・廃油・爆発物・発煙筒・有害薬品・ガスボンベ・車の部品等の危険物・処理困難物は販売店又は専門業者へ処理を依頼する。

７．直接搬入

クリーンヒル宝満へ分別したごみを持ち込むことができる（但し、ごみの受入については筑紫野・小郡・基山清掃施設組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例に基づき実施する。）。

８．一般廃棄物収集運搬許可業者（８社）

No	業者名	所在地	家庭系	事業系
1	有限会社 基山公栄社	佐賀県基山町	○	○
2	有限会社 ウラカワ	佐賀県鳥栖市		○
3	有限会社 クリーンアンドグリーンカンパニー			○
4	株式会社 寺松物流			○
5	有限会社 鳥栖環境開発総合センター			○
6	有限会社 開成商事	佐賀県佐賀市		○
7	株式会社 エコクリーン	福岡県筑前町		○
8	株式会社 新興エコ	佐賀県神埼市		○

※ただし、災害に伴い一般廃棄物が大量に発生した場合などで上記８社での対応が難しい場合は、必要に応じて他社にも臨時的許可を行なう。

9. ごみ処理計画

区 分		搬入先	方 法
燃えるごみ		ク リ ー ン ヒ ル 宝 満	溶融処理後、スラグ・メタルは有価物として売却し、資源化。飛灰はリサイクル業者へ逆有償で引渡し、資源化。
燃えないごみ			分別後、有価物はリサイクル業者へ売却し、資源化。残渣は溶融処理。
粗 大 ご み			破碎後、可燃物・鉄類・アルミ類等分別し、有価物はリサイクル業者へ売却し、資源化。可燃物・その他残渣は溶融処理。
資 源 物	空 カ ン		選別後、有価物としてリサイクル業者へ売却し、資源化。
	空 ビ ン		
	ペットボトル		
	新 聞	選別後、有価物として売却し、資源化。	
	ダン ボ ー ル		
	雑 誌 類		
	古 着		
	食 品 用 ト レ イ	選別後、逆有償で引渡し、資源化。	
	紙 パ ッ ク	選別後、有価物として売却し、資源化。	
	乾 電 池	ク リ ー ン ヒ ル 宝 満	選別後、逆有償で引渡し、資源化。
	蛍 光 管		
	廃 食 油	民 間 リ サ イ ク ル 業 者	選別後、有価物として売却し、資源化。
	インクカートリッジ		選別後、無償で引渡し、資源化。
	小 型 家 電		

10. 処理施設の整備に関する事項

(1) 熱回収施設

施設名称	クリーンヒル宝満	
所在地	福岡県筑紫野市大字原田 1389 番地	
事業主体	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	
構成市町	筑紫野市・小郡市・基山町	
延床面積	10,972 m ²	
建設年月日	着工：平成 18 年 2 月 7 日 竣工：平成 20 年 3 月 14 日	
処理能力	125 t / 24 h × 2 炉 (250 t / 24 h ・ 日)	
処理対象物	一般収集可燃ごみ、一般収集可燃性粗大ごみ	
炉形式	シャフト炉 (高温ガス化直接熔融炉)	
ガス冷却設備	ボイラー水噴射式	
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、有害ガス除去装置、脱硝設備	
余熱利用設備	発電設備、場内温水設備	
公害防止基準 (O ₂ 12%換算)	ばいじん	0.02 g / N m ³ 以下
	塩化水素	50ppm 以下
	硫黄酸化物	50ppm 以下
	窒素酸化物	50ppm 以下
	ダイオキシン類	0.05 n g - T E Q / N m ³ 以下

(2) リサイクルセンター

施設名称	クリーンヒル宝満	
所在地	福岡県筑紫野市大字原田 1389 番地	
事業主体	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	
構成市町	筑紫野市・小郡市・基山町	
延床面積	4,561 m ²	
建設年月日	着工：平成 18 年 2 月 25 日 竣工：平成 20 年 3 月 14 日	
処理能力	44 t / 5 h	
処理対象物	不燃物、不燃性粗大ごみ、缶類、ビン類、ペットボトル	
主要選別設備	破碎機、磁選機、アルミ選別機、破砕袋機 金属圧縮機、ペットボトル圧縮機	

1 1. その他処理に関し必要な事項

公害苦情等の防止として可燃物・不燃物ごみ新規集積所の設置、変更については、届出書を提出させ、集積所の管理について指導する。

III 生活排水処理実施計画

1. 種類及び分別の区分

(1) し尿 (2) 浄化槽汚泥

2. 生活排水処理計画普及人口

(単位：人)

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込値)
目標生活排水処理率 (水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口)	94.7%	95.0%
計画処理区域内人口(1+2+3)	17,516人	17,746人
1 水洗化・生活排水処理人口(①～⑤)	16,596人	16,875人
① コミュニティ・プラント	101人	101人
② 合併処理浄化槽	3,072人	3,121人
③ 下水道	13,423人	13,653人
④ 農業集落排水施設	0人	0人
⑤ 集合型処理施設	0人	0人
2 水洗化・生活雑排水未処理人口	212人	200人
3 非水洗化人口	708人	671人
計画処理区域外人口	0人	0人

3. 発生量及び処理量の見込み

(単位：t)

年 度	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込値)
し 尿	2,021.37	2,072.46
浄化槽汚泥	4,747.00	4,753.80
合 計	6,768.37	6,826.26

4. 排出の抑制のための方策に関する事項

- (1) 簡易水洗は、適切な水量での活用の啓発を図る。
- (2) 下水道供給開始地域の浄化槽利用者については、適切な管理を指導しつつ下水道への切り替えを推進し、適切な処理を図る。

5. 生活排水の処理に関する町民及び事業者の義務等

- (1) し尿の汲み取りについては、申込み又は解約を必ず行うこと。
- (2) 浄化槽管理者は、次の①及び②に掲げるところにより浄化槽の保守点検及び清掃を実施するとともに、毎年1回、指定検査機関の行う定期検査を受けなければならない。
 - ①保守点検は、処理対象人員及び処理方式に応じて、浄化槽保守点検業者に依頼して行うこと。
 - ②清掃は、処理対象人員及び処理方式に応じて、浄化槽清掃業者に依頼して行うこと。
- (3) 下水道使用者は、生ゴミ、ガソリン等の危険物、トイレットペーパー以外の紙等の配水管に影響を与えるものは流さないように努めること。また、施設を長期的に使用できるように宅地内の排水設備の管理を日頃より行うように努めること。
- (4) 生活雑排水の排出にあたっては、調理くず及び油を除去する等により、その水質の汚濁を防止するよう努めること。

6. 収集運搬処理体制

種類	収集回数	収集		運搬		処理
し尿	原則 月1回	町の許可業者	バキューム (吸上)式収 集運搬車による戸別方式	三神地区環境 衛生推進委員 会からの委託 業者	収集後中継基 地にて貯留 し、再生処理 施設へ陸送	三神地区汚泥 再生処理セン ター
浄化槽 汚泥	随時					

7. 自家処理

排出者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 17 条に基づき適正に処理するものとする。

8. 一般廃棄物収集運搬許可業者（1 社）

No	業者名	所在地	バキューム車		
			3 t	4 t	10 t
1	有限会社 基山公栄社	佐賀県基山町	2 台	4 台	2 台

※有限会社基山公栄社 1 業者への許可根拠については、昭和 48 年から関係法令及び町からの許可条件を厳守した業務実績と、令和 5 年度収集量見込みである、し尿 2,072.46 t、浄化槽汚泥 4,753.80 t を現行の収集形態で滞りなく業務を遂行することができると思われるため。

9. 処理施設の整備に関する事項

(1) 中継基地

施 設 名 称	小郡・基山し尿一時貯溜槽
所 在 地	福岡県小郡市三沢 532 番地
敷 地 面 積	885 m ²
貯 溜 槽 容 量	120 t (40 t × 3 基)
処 理 対 象 物	し尿・浄化槽汚泥
設 備	貯溜槽・脱臭装置 (薬液剤洗浄機・活性炭洗浄機)

(2) 再生処理施設

施 設 名 称	三神地区汚泥再生処理センター	
所 在 地	佐賀県神埼市千代田町柳島 1290 番地	
事 業 主 体	三神地区環境事務組合	
構 成 市 町	佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・みやき町・上峰町	
延 床 面 積	処理棟 : 5,551 m ² 管理棟 : 881 m ²	
建 設 年 月 日	着工 : 平成 11 年 7 月 竣工 : 平成 14 年 3 月	
処 理 能 力	184 kℓ/日 (し尿 : 94 kℓ/日 浄化槽汚泥 : 90 kℓ/日)	
処 理 対 象 物	し尿・浄化槽汚泥	
処 理 方 法	水処理 (膜分離高負荷脱窒素処理+高度処理) 汚泥処理 (コンポスト設備+焼却設備+灰ブロック設備) ※設備の経年等により平成 28 年 6 月より、焼却設備、灰ブロック設備は休止しております。	
放 流 水 質	p H	5.8~8.6
	B O D	10m g/ℓ以下
	C O D	20m g/ℓ以下
	S S	5 m g/ℓ以下
	T-N	10m g/ℓ以下
	T-P	1 m g/ℓ以下
	色度	20 度以下
	大腸菌群数	100 個/mℓ以下
汚 泥 の 資 源 化	堆肥化及び平板ブロック化	